二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）			
	アルコール分が九〇％以上のもの			
	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの			
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			
	その他のもの			
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			
	その他のもの			
二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒			
二二〇八・三〇	ウイスキー			
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒			
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ			
二二〇八・六〇	ウオッカ			
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル			
二二〇八・九〇	その他のもの			
	エチルアルコール及び蒸留酒			
	フルーツブランデー			
	その他のもの			
	エチルアルコール			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			
	その他のもの			
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			
	その他のもの			
	その他のアルコール飲料			
	合成清酒及び白酒			
	果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）	二九・八％（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15	
第二三類				
二三・〇一	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
二三〇九・〇〇	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす			
	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	七・五％	B 10	
	その他のもの			
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）			

二二・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）			
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）			
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル			
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品			
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき九五円に比し五〇銭、五一〇％を超え六〇％ごとに一円を加えた額	B 10	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）			
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）			
	その他のもの			
二三〇九・九〇	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	一キログラムにつき三六円	B 10	
	その他のもの			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの			
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの			
	その他のもの	一キログラムにつき、五五銭に重量比にして一〇％の含有率が乳糖を超えるごとに一円三〇銭を加えた額	B 10	
	その他のもの			
	第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル			
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）			